■　有　機　溶　剤　健　康　診　断　の　受　診　方　法　■

○ 葛飾区在住で20歳以上の方は、「有機溶剤健康診断」を、葛飾区が実施する「健康づくり健康診査」「特定健康診査」「長寿（後期高齢者）医療健康診査」と同時に受診することができます。

○ 葛飾区在住で19歳以下（3歳未満の子を持つ親を除く）及び、葛飾区以外に在住で葛飾区に作業場のある方（通い職人）は、「有機溶剤健康診断」のみのご案内となります。

<table>
<tr><th></th><th>有機溶剤健診（東京都実施）</th><th>特定健康診査（葛飾区実施）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">国民健康保険に加入している

40歳～74歳
の方の受診方法

昭和26年6月2日から昭和62年3月31日までに生まれた方</td><td colspan="2">有機溶剤健診と「特定健康診査」を同時に受診することができます。
同　時　受　診　の　方　法

1 特定健康診査を受診できるのは、6月から9月です。
2 特定健康診査は、5月下旬に受診券が送付されます。
3 東京都と葛飾区の受診票がそろったら「指定医療機関（→p4）」に受診日を予約。
この時「有機溶剤健診」と「特定健康診査」を同時に受診することを伝えてください。
4 受診当日は、①②に必要事項を記入して、指定医療機関へ持参してください。
①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」（東京都から送付したピンク色の用紙）
②「葛飾区特定健康診査受診券」（葛飾区から5月下旬に送付されます）
③「マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）」又は「資格確認書」
④「健康診査・検診受診券」（葛飾区から5月下旬に送付されます）</td></tr>
<tr><td colspan="2">別　々　の　受　診　方　法</td></tr>
<tr><td></td><td>指定医療機関（→p4）で予約してください。
上記の時期にかかわらず、令和9年3月31日まで受診できます。</td><td>特定健康診査は、5月下旬に受診券が送付されます。受診できるのは6月から9月です。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>有機溶剤健診（東京都実施）</th><th>健康づくり健康診査（葛飾区実施）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">他に健診を受ける機会のない
20歳～39歳
または
3歳未満の子を持つ親
の方の受診方法

昭和62年4月1日から平成19年3月31日までに生まれた方</td><td colspan="2">有機溶剤健診と「健康づくり健康診査」を同時に受診することができます。
同　時　受　診　の　方　法

1 受診できるのは、4月から3月です。
2 健康づくり健康診査は、令和8年3月から希望者を募集します。
受診するには申し込みが必要です。保健所（→p4）にハガキ又は区ホームページから申し込んでください。詳しい申し込み方法は「広報かつしか」や区ホームページ等でお知らせします。
3 東京都と葛飾区の受診票がそろったら「指定医療機関（→p4）」に受診日を予約。
この時「有機溶剤健診」と「健康づくり健康診査」を同時に受診することを伝えてください。
4 受診当日は、①②に必要事項を記入して、指定医療機関へ持参してください。
①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」（東京都から送付したピンク色の用紙）
②「葛飾区健康づくり健康診査受診券」（受診申込後、葛飾区から送付されます）
③「マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）」又は「資格確認書」</td></tr>
<tr><td colspan="2">別　々　の　受　診　方　法</td></tr>
<tr><td></td><td>指定医療機関（→p4）で予約してください。
上記の時期にかかわらず、令和9年3月31日まで受診できます。</td><td>健康づくり健康診査は、令和8年3月から希望者を募集します。
受診するには申し込みが必要です。
保健所（→p4）にハガキ又は区ホームページから申し込んでください。</td></tr>
</table>

	有機溶剤健診（東京都実施）	長寿（後期高齢者）医療健康診査（葛飾区実施）
後期高齢者医療制度に加入している 75歳以上の方の受診方法	有機溶剤健診と「長寿医療健康診査」を同時に受診することができます。 **同時受診の方法** 1 長寿医療健康診査を受診できるのは、6月から9月までです。 2 健診対象者には、葛飾区から「受診券」が5月下旬に送付されます。 3 東京都と葛飾区の受診票がそろったら「指定医療機関（→p4）」に受診日を予約。 この時「有機溶剤健診」と「長寿医療健康診査」を同時に受診することを伝えてください。 4 受診当日は、①②に必要事項を記入して、指定医療機関へ持参してください。 ①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」（東京都から送付したピンク色の用紙） ②「葛飾区長寿(後期高齢者）医療健康診査受診券」（葛飾区から5月下旬に送付されます） ③「マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）」又は「資格確認書」 ④「健康診査・検診受診券」（葛飾区から5月下旬に送付されます）	
昭和26年9月30日までに生まれた方	**別々の受診方法** 指定医療機関（→p4）で、予約してください。 令和9年3月31日まで受診できます。	長寿医療健康診査は5月下旬に受診券が送付されます。受診できるのは6月から9月です。

	有機溶剤健診（東京都実施）	健康診査（葛飾区実施）
	有機溶剤健診を受診することができます。	
19歳以下の方の受診方法	指定医療機関（→p4）で、予約してください。 令和9年3月31日まで受診できます。	**受診対象とはなりません。** **（3歳未満の子を持つ親は健康づくり健診が受診できます。健康づくり健診の受診方法（P2）を参照してください。）**

	有機溶剤健診（東京都実施）	健康診査（お住まいの市町村実施）
他県在住で、葛飾区に作業場がある方の受診方法	有機溶剤健診を受診することができます。	
	指定医療機関（→p4）で、予約してください。 令和9年3月31日まで受診できます。	「特定健康診査」「がん検診」は、 お住まいの市町村へお問い合わせください。

同時受診のイメージ

①有機溶剤健診

東京都から配付
・健診の案内（ピンク色）
・受診票①（ピンク色）

②区の健康診査

葛飾区から自動送付
（健康づくり健康診査のみハガキ又は電子申請で申込み）
・健診の案内
・受診券②

東京都
家内労働担当

→ 家内労働者 ← **葛飾区**

①と②の受診票がそろったら、指定医療機関に受診日を予約しましょう！！

健診の当日に持っていくもの
①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」（東京都から送付したピンク色の用紙）
②「健康診査受診券」（葛飾区から送付された受診券）
③「マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）」又は「資格確認書」